

○税務署からの連絡事項

項 目	内 容
<p><b>【総務課】</b></p> <p>1 確定申告期の広報について</p>	<p>平成30年分「確定申告期」広報予定（資2-8）のとおり。</p> <p>本年は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から作成した申告書を、e-Tax（マイナンバーカード方式やID・パスワード方式）を利用して提出いただくことを重点に広報を行っています。</p> <p>また、広報予定の下段の「HPへのお知らせ掲載」にも記載しておりますが、「岸和田税務署からのお知らせ」（資2-9～資2-10）の掲載につきまして、ご協力のほどよろしく申し上げます。</p>

項目	内容									
<p><b>【管理運営部門】</b></p> <p><b>1 期限内納付指導について</b></p> <p><b>2 プレプリント申告書の送付について</b></p>	<p><b>(1) 期限内納付指導について</b></p> <p>平成 30 年分の確定申告の納期限について、関与先の皆様に周知及び納税資金の準備を指導いただきますようお願いします。</p> <p>なお、平成 31 年（2019 年）10 月には消費税の引き上げが予定されていることから、「納税資金の定期的な積立て」のほか、「予納制度」の利用を検討いただくなど、関与先への指導をお願いします。</p> <table border="1" data-bbox="540 555 1439 705"> <thead> <tr> <th></th> <th>納期限</th> <th>振替日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得税及び復興特別所得税</td> <td>平成 31 年 3 月 15 日(金)</td> <td>平成 31 年 4 月 22 日(月)</td> </tr> <tr> <td>消費税及び地方消費税</td> <td>平成 31 年 4 月 1 日(月)</td> <td>平成 31 年 4 月 24 日(水)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(2) 納付相談について</b></p> <p>納期限までに納付が困難な方に対しては、所得税の延納制度を利用いただくか、所轄税務署の徴収部門と早期に相談されるよう、指導をお願いします。</p> <p><b>(1) プレプリント申告書の送付について</b></p> <p>平成 29 年分の確定申告期から、前年に税理士の方が関与し、申告書を提出された方については、プレプリント申告書を事前送付されなくなりました。</p> <p>平成 30 年分の確定申告期についても前年分と同様にプレプリント申告書が送付されないことを、関与先の納税者にお伝えいただいた上で、ICT の利用による申告をお願いします。</p> <p><b>(2) 予定納税額等の確認方法</b></p> <p>予定納税額等につきましては、次の方法により確認してください。</p> <p>イ 「通知書」等からの確認</p> <p>納税者には、「予定納税額通知書」や「消費税等中間申告書」を送付させていただいておりますので、その通知書等から予定納税額等を確認してください。</p> <p>ロ 「申告のお知らせ」からの確認</p> <p>税理士の方の電子証明書を添付した「電子申告・納税等開始届出書」を代理送信により提出していただいた場合、納税者のメッセージボックスに「申告のお知らせ」が格納されます。</p> <p>なお、メッセージボックスに格納された「申告のお知らせ」には、申告書作成時に必要な予定納税額等が表示されておりますので、確認してください。</p>		納期限	振替日	所得税及び復興特別所得税	平成 31 年 3 月 15 日(金)	平成 31 年 4 月 22 日(月)	消費税及び地方消費税	平成 31 年 4 月 1 日(月)	平成 31 年 4 月 24 日(水)
	納期限	振替日								
所得税及び復興特別所得税	平成 31 年 3 月 15 日(金)	平成 31 年 4 月 22 日(月)								
消費税及び地方消費税	平成 31 年 4 月 1 日(月)	平成 31 年 4 月 24 日(水)								

項目	内容																																																																																									
<p>3 プレプリント申告書の送付対象者の見直しについて</p>	<p><b>【留意事項】 「申告のお知らせ」の転送設定</b></p> <p>平成31年1月以降、e-Taxのメッセージボックスのセキュリティを強化し、納税者がメッセージボックスに格納された個人情報を読覧するためには、本人の電子証明書が必要となります。</p> <p>このため、電子証明書を保有しない納税者は、「申告のお知らせ」が閲覧できなくなりますが、委任関係のある税理士のメッセージボックスに「申告のお知らせ」を転送することで、税理士の方が確認できます。</p> <p>詳しくは、国税庁ホームページのお知らせ「メッセージボックスのセキュリティ強化について」をご覧ください。</p> <p>平成29年分からプレプリント申告書の送付の見直し対象となった方に加えて、平成30年分からは税務職員が従事する出張相談会場において作成コーナー用パソコンで申告書を作成された方が見直し対象となっています。</p> <p>さらに、平成31年分からは農業協同組合及び漁業協同組合の相談会場で申告された方についても見直し対象に追加されることになっています。</p> <p>(資2-11～資2-12参照)</p>																																																																																									
<p>4 所得税及び復興特別所得税確定申告書等用紙の送付について</p>	<p>(1) 送付対象者等</p> <p>継続申告見込者に対して、前年の申告方法に応じて次のとおり、所得税及び復興特別所得税確定申告書等用紙を送付します。</p> <p>なお、継続申告見込者とは、事業・農業・不動産所得があり、青色申告決算書・収支内訳書の作成が必要な方、予定納税や公的年金等所得のある方のほか、消費税の課税事業者の方などをいいます。</p> <p><b>【申告書等の送付状況等】</b></p> <table border="1" data-bbox="540 1411 1403 1982"> <thead> <tr> <th colspan="2">29年分申告方法</th> <th>30年分送付状況等</th> <th>プレプリント申告書等送付</th> <th>お知らせがきお知らせ通知書の送付</th> <th>「申告のお知らせ」のメッセージボックスへの格納</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">e-Tax (本人送信)</td> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">税理士による代理送信</td> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">協議派遣方式による代理送信</td> <td></td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">地区相談会場等の代理送信</td> <td></td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">作成コーナー用パソコン</td> <td>e-Tax</td> <td></td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>書面</td> <td></td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">庁HP作成コーナー</td> <td>e-Tax</td> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>書面</td> <td></td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">手書き(書面)</td> <td>税理士関与</td> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>次の相談機関利用者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>① 納税協会</td> <td></td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>② 商工会・商工会議所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 地区相談会場</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 地方公共団体</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他(自主作成等)</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>	29年分申告方法		30年分送付状況等	プレプリント申告書等送付	お知らせがきお知らせ通知書の送付	「申告のお知らせ」のメッセージボックスへの格納	e-Tax (本人送信)			×	×	○	税理士による代理送信			×	×	○	協議派遣方式による代理送信			×	○	○	地区相談会場等の代理送信			×	○	○	作成コーナー用パソコン	e-Tax		×	○	○	書面		×	○	×	庁HP作成コーナー	e-Tax		×	×	○	書面		×	○	×	手書き(書面)	税理士関与		×	×	×	次の相談機関利用者					① 納税協会		×	○	×	② 商工会・商工会議所					③ 地区相談会場					④ 地方公共団体					その他(自主作成等)			○	×	×
29年分申告方法		30年分送付状況等	プレプリント申告書等送付	お知らせがきお知らせ通知書の送付	「申告のお知らせ」のメッセージボックスへの格納																																																																																					
e-Tax (本人送信)			×	×	○																																																																																					
税理士による代理送信			×	×	○																																																																																					
協議派遣方式による代理送信			×	○	○																																																																																					
地区相談会場等の代理送信			×	○	○																																																																																					
作成コーナー用パソコン	e-Tax		×	○	○																																																																																					
	書面		×	○	×																																																																																					
庁HP作成コーナー	e-Tax		×	×	○																																																																																					
	書面		×	○	×																																																																																					
手書き(書面)	税理士関与		×	×	×																																																																																					
	次の相談機関利用者																																																																																									
	① 納税協会		×	○	×																																																																																					
	② 商工会・商工会議所																																																																																									
③ 地区相談会場																																																																																										
④ 地方公共団体																																																																																										
その他(自主作成等)			○	×	×																																																																																					

項目	内容										
<p>5 納付書の送付について</p>	<p>(2) 送付等時期</p> <p>① 確定申告書プレプリント用紙・・・・・・・・・・ 1月29日(火)</p> <p>② 確定申告のお知らせはがき(来署用)・・・・・・・・ 1月31日(木)</p> <p>③ 確定申告のお知らせはがき(来署以外用)・・・・ 1月18日(金)</p> <p>④ 確定申告のお知らせ通知書・・・・・・・・・・ 1月29日(火)</p> <p>⑤ メッセージボックスへの連絡・・・・・・・・ 1月18日(金)より順次格納</p> <p>※ ①～④の日付は、郵便局持込日を示す。</p> <p>納付書については、原則として、継続申告見込者のうち、①振替納税又はダイレクト納付を利用されている方、②前年に還付申告をされた方、③前年分の申告納税額が0円かつ、前々年の申告納税額が0円又は還付申告の方を除き、送付します。</p> <p>また、申告書の提出後に、別途、税務署から納付書の送付や納税通知書等のお知らせはありませんので、事前に送付された納付書をご利用ください。</p> <p>【納付書の送付方法】</p> <table border="1" data-bbox="523 943 1428 1232"> <thead> <tr> <th>送付区分</th> <th>納付書送付方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 確定申告書プレプリント用紙</td> <td>確定申告書用紙に同封して送付</td> </tr> <tr> <td>② 確定申告のお知らせはがき</td> <td>送付なし</td> </tr> <tr> <td>③ 確定申告のお知らせ通知書</td> <td>お知らせ通知書に同封して送付</td> </tr> <tr> <td>④ メッセージボックスへの連絡</td> <td>納付書のみ単独で送付 1月29日(火)(郵便局持込み)</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成31年1月4日から「QRコード」を利用したコンビニ納付が可能です(※ 詳細は後述「QRコードを利用したコンビニ納付について」参照。)</p>	送付区分	納付書送付方法	① 確定申告書プレプリント用紙	確定申告書用紙に同封して送付	② 確定申告のお知らせはがき	送付なし	③ 確定申告のお知らせ通知書	お知らせ通知書に同封して送付	④ メッセージボックスへの連絡	納付書のみ単独で送付 1月29日(火)(郵便局持込み)
送付区分	納付書送付方法										
① 確定申告書プレプリント用紙	確定申告書用紙に同封して送付										
② 確定申告のお知らせはがき	送付なし										
③ 確定申告のお知らせ通知書	お知らせ通知書に同封して送付										
④ メッセージボックスへの連絡	納付書のみ単独で送付 1月29日(火)(郵便局持込み)										
<p>6 振替納税のお知らせはがきの送付について</p>	<p>振替納税を利用される方に対する振替金融機関等を表記した「振替納税のお知らせ」の送付(格納)については、次のとおりです。</p> <p>(1) e-Taxにより申告された方</p> <p>関与先又は税理士の方からe-Taxにより申告された場合には、「振替納税のお知らせ」を4月中にメッセージボックスへ格納します(前年格納日 4月10日(火))。</p> <p>(注) 税務署等の作成コーナーパソコンを利用して申告された方は除きます。</p> <p>(2) 上記(1)以外の方</p> <p>上記(1)以外の方で、次のイ、ロに該当する場合には、4月中に「振替納税のお知らせ」はがきを送付します(前年郵便局持込日 4月16日(月))。</p> <p>イ 振替納税を利用される税目が申告所得税及び復興特別所得税</p> <p>① 新規の振替利用の方</p> <p>② 直前の振替納付日に引き落としができなかった方</p> <p>(注) 申告所得税及び復興特別所得税と併せて消費税及び地方消費税についても振替納税を利用される方に対しては、上記の対象者にかかわらず、送付します。</p>										

項目	内容
<p>7 QRコードを利用したコンビニ納付について</p>	<p>ロ 振替納税を利用される税目が消費税及び地方消費税 利用される方全員</p> <p>なお、上記(1)及び(2)に該当しない方には、「振替納税のお知らせ」が送付されませんので、振替期日の周知等の納付指導をお願いします。</p> <p>「QRコードを利用したコンビニ納付」(平成31年1月4日導入)について、関与先への利用勧奨をお願いします。</p> <p>(1) 概要</p> <p>納付額が30万円以下の場合に、自宅等において、確定申告書等作成コーナー又は国税庁ホームページより、納付に必要な情報(氏名や税額など)を格納した「QRコード」が作成可能となり、当該「QRコード」を、コンビニに設置されているキオスク端末に読み取らせて出力したバーコード(納付書)により、レジで納付します。</p> <p>また、「QRコード」は、PDFファイルで作成されることから、メール送信が可能であるほか、「スマートフォンやタブレット端末に表示して利用する」ことも可能です。</p> <p>(「QRコードを利用したコンビニ納付を開始します」 資2-13～資2-14参照。)</p> <p>(2) 利用可能税目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確定申告書等作成コーナー 所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、贈与税(確定申告書等作成コーナーにおいて、作成できる税目年分のみ)</li> <li>・ 国税庁ホームページ 全税目(源泉所得税自主納付分、印紙による納付分を除く。)</li> </ul> <p>(3) 利用可能コンビニ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ(いずれも「Loppi」端末設置店舗のみ)</li> <li>・ ファミリーマート(「Famiポート」端末設置店舗のみ)</li> </ul> <p>(4) その他留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 領収証書は発行されません。(払込金受領証は発行されます。)</li> <li>・ 金融機関や税務署の窓口では、QRコードによる納付はできません。</li> <li>・ コンビニエンスストアでの納付は現金のみとなります。</li> <li>・ コンビニ納付をしてから、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、3週間程度かかる場合があります。</li> </ul>

項目	内容						
<p>8 振替納税の利用勸奨について</p>	<p>平成 30 年分から振替納税を利用される場合には、確定申告書及び預貯金口座振替依頼書（以下「振替依頼書」という。）を申告期限内に提出する必要があります。</p> <p>なお、既に振替納税を利用されている方が、転居等により所轄の税務署が変わる場合には、転出先の所轄税務署（管理運営部門）に振替依頼書を再提出するよう、指導をお願いします。</p>						
<p>9 国税還付金の受取りについて</p>	<p>国税還付金の受取は、「口座振込」を是非ご利用ください。</p> <p>口座振込を希望する場合は、申告書の記載に当たり、次の事項を確実に記載していただき、振込不能の防止にご協力をお願いします。</p> <p>① フリガナ</p> <p>② 納税管理人が指定されている場合、その旨の記載と納税管理人の口座</p> <p>③ 振込先（金融機関名《特に銀行等の合併、支店の統廃合による名称変更に注意》、預金種類、口座番号）</p> <p>(注) 1 還付金の振込は、申告者（本人）名義の口座に限ります。 2 口座名義に、店名、事務所などの名称（屋号）が含まれる場合は入金できません。</p> <p>なお、記載に当たっては留意事項（資 2-15～資 2-16「国税還付金の受取りは、口座振込をご利用ください」を参照）をご確認ください。</p> <p>また、国税還付金の受取につきましては、申告書を提出されてから、1 か月から 1 か月半程度かかる場合があります。</p> <p>おって、自宅等から e-Tax を利用して提出された還付申告（来署による e-Tax 還付申告を除く。）は、書面申告と比べて早期処理を行っています。</p> <p>(注) 添付書類に不備等がある場合は、必要な書類が全てそろってから、3 週間程度となります。</p> <p>【参考】 e-Tax 申告に係る還付処理の目安</p> <table border="1" data-bbox="529 1469 1307 1608"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1月・2月</th> <th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自宅等</td> <td>2～3週間程度</td> <td>3週間程度</td> </tr> </tbody> </table>	区分	1月・2月	3月	自宅等	2～3週間程度	3週間程度
区分	1月・2月	3月					
自宅等	2～3週間程度	3週間程度					
<p>10 申告書等の税務署への提出(送付)について</p>	<p>申告書等を e-Tax で送信される場合は、関与先の提出先税務署名や利用者識別番号に誤りがないか、再度確認していただきますようお願いします。</p> <p>また、申告書等の税務署への送付については、国税通則法に規定する「郵便物」又は「信書郵便物」に該当しない場合、申告書等の提出日が税務署に到達した日となりますので、御留意願います。（日本郵便が取り扱う次の小包郵便物①ゆうパック、②ゆうメール、③ゆうパケット、④クリックポストは「郵便物」に該当しません。）</p>						

項 目	内 容																		
<p><b>【個人課税部門】</b></p> <p>1 確定申告期の事前年金相談会場の運営について</p>	<p>「平成30年分事前年金相談会場の運営要領」(別添参照)。</p>																		
<p><b>【資産課税部門】</b></p> <p>1 資産各税に係る申告案内の発送について</p>	<p>資産各税に係る申告案内の発送予定は、次のとおりです。すべて、国税庁及び国税局から一括発送されます。</p> <p>1 贈与税の申告案内はがき  対象者 不動産の贈与を受けた方  発送日 平成31年2月15日(金)</p> <p>2 譲渡所得の申告案内返信はがき付リーフレット  対象者 土地(金地金)を譲渡した方  発送日 平成31年2月15日(金)</p>																		
<p>2 確定申告書等作成コーナーに係る機能の状況</p>	<table border="1" data-bbox="553 1406 1400 1704"> <thead> <tr> <th data-bbox="553 1406 1063 1458">機 能</th> <th data-bbox="1063 1406 1232 1458">贈与税</th> <th data-bbox="1232 1406 1400 1458">所得税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="553 1458 1063 1509">ID・PWによるe-Tax送信</td> <td data-bbox="1063 1458 1232 1509">○</td> <td data-bbox="1232 1458 1400 1509">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="553 1509 1063 1561">QRコードを利用したコンビニ納付</td> <td data-bbox="1063 1509 1232 1561">○</td> <td data-bbox="1232 1509 1400 1561">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="553 1561 1063 1612">スマホ専用画面</td> <td data-bbox="1063 1561 1232 1612">×</td> <td data-bbox="1232 1561 1400 1612">○(注)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="553 1612 1063 1664">タブレット用画面</td> <td data-bbox="1063 1612 1232 1664">×</td> <td data-bbox="1232 1612 1400 1664">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="553 1664 1063 1704">イメージデータ送信</td> <td data-bbox="1063 1664 1232 1704">○</td> <td data-bbox="1232 1664 1400 1704">×</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 所得税のスマホ専用画面は、譲渡所得(株式等を含む)がある場合は対象外となります。</p>	機 能	贈与税	所得税	ID・PWによるe-Tax送信	○	○	QRコードを利用したコンビニ納付	○	○	スマホ専用画面	×	○(注)	タブレット用画面	×	○	イメージデータ送信	○	×
機 能	贈与税	所得税																	
ID・PWによるe-Tax送信	○	○																	
QRコードを利用したコンビニ納付	○	○																	
スマホ専用画面	×	○(注)																	
タブレット用画面	×	○																	
イメージデータ送信	○	×																	

## 平成 30 年分「確定申告期」広報予定

項 目	内 容
マスメディアを通じた広報	ラヂオきしわだ 「おはきし」でパーソナリティが原稿読上げ 平成 31 年 2 月から平成 31 年 3 月
自治会回覧板	チラシを全戸回覧（岸和田市内 154 町会・約 7,000 枚） 平成 31 年 2 月 なお、貝塚市については、昨年から自治会回覧が廃止となったため、本年から広報紙面を購入し回覧板と同一内容を掲載。
町内掲示版	岸和田市内の町内掲示版にポスター掲示（154 町会・約 1,500 枚） 平成 31 年 1 月から平成 31 年 3 月 【貝塚市については、実施していない。】
広報紙への掲載	岸和田市、貝塚市、岸和田商工会議所、貝塚商工会議所、JAいずみの、岸和田納税協会 平成 31 年 1 月から平成 31 年 3 月
横断幕・懸垂幕	懸垂幕：官公庁 4 箇所 4 枚、商業施設 1 箇所 1 枚 平成 31 年 2 月から平成 31 年 3 月
スーパー店内放送	イオン東岸和田店、イオン貝塚店、岸和田カンカンベイサイドモール 平成 31 年 2 月から平成 31 年 3 月
チラシでの期限周知	スーパーサンエーの新聞折込チラシ 平成 31 年 2 月から平成 31 年 3 月
動画モニター	岸和田市役所及び貝塚市役所内のテレビ（動画モニター） 平成 31 年 2 月 1 日～2 月 28 日
ポスター掲出	泉南府税事務所、岸和田市役所、貝塚市役所、岸和田納税協会、岸和田商工会議所、貝塚商工会議所、JR 各駅（東岸和田・久米田・下松・東貝塚・和泉橋本）、南海各駅（岸和田・春木・和泉大宮・蛸地蔵・貝塚・二色浜）、水間鉄道全駅・全車両、管内全金融機関（郵便局含む）、岸和田カンカンベイサイドモール、イオン東岸和田店、イオン貝塚店、スーパーサンエー、各病院（医師会・歯科医師会経由）、貝塚年金事務所、従業員数の多い企業の食堂等
HP へのお知らせ掲載	近畿税理士会岸和田支部、岸和田市役所市民税課、貝塚市役所課税課の各 HP に「岸和田税務署からのお知らせ」を掲載
社員（職員）への庁HP周知	1 岸和田納税協会の会報誌「納税月報」に周知チラシを挟み込み 2 両商工会議所の広報紙発送時に、確定申告書特集ページの周知チラシを同封 3 両市役所の職員向けに確定申告書特集ページの周知

# 岸和田税務署からのお知らせ

## 申告書は、国税庁ホームページで作成できます！

申告書の提出は、e-Tax(データ送信) 又は 印刷して郵送等で！

※ 還付申告をされる場合は、2月15日(金)以前でも提出できます。

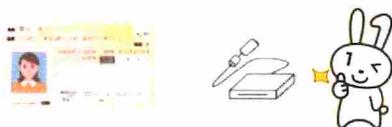
平成31年1月からe-Taxの利用手続がより**便利**になります！

### マイナンバーカード方式

マイナンバーカードを利用して  
e-Taxで申告できます！

用意するものは、次の2つ！

- ① マイナンバーカード
- ② ICカードリーダライタ



※ 従来、事前の届出やe-Tax用のID・パスワードの入力が必要でしたが、マイナンバーカード方式では、そのような手間がなくなります。

マイナンバーカードやICカードリーダーライターをお持ちでない方は…

### ID・パスワード方式

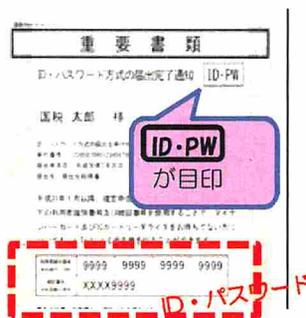
パソコン・タブレット・**スマホ**で利用できます！

用意するものは、次の2つ！

- ① ID (利用者識別番号)
- ② パスワード (暗証番号)

・IDとパスワードは、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行しますので、発行を希望される方は、運転免許証などの身元確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

・国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でのみ利用できます。



スマホをお持ちの方は…

### スマホで見やすい専用画面

給与所得者(年末調整済み)で、**医療費控除** 又は  
ふるさと納税などの**寄附金控除**を  
適用して申告する方は、  
**スマホ専用画面**をご利用いただけます！

### ID・パスワード方式で申告完結

- ID・パスワード方式を利用して、  
e-Taxで送信すれば申告完了！
- 源泉徴収票などの  
添付書類は提出不要！
- 申告書の控えはPDF形式で  
スマホに保存！

スマホによる申告相談を希望される方は…

### スマホ専用の申告書作成会場

(納税協会主催)

場 所：公益社団法人岸和田納税協会  
(税務署東隣り)

日 時：平成31年2月25日(月)  
～2月26日(火)  
10:00～12:00、  
13:00～15:00

対象者：給与所得者(年末調整済み)で、  
**医療費控除**又は**寄附金控除**を受ける方で、  
**スマホ又はタブレットを持参できる方**  
1日40名程度

- ※1 スマホ等をご自身で操作できる方限定
- ※2 e-Taxで送信するには、ID・パスワードの届出が必要です。取得されていない方は、運転免許証などの身元確認書類をお持ちの上、税務署にて「ID・パスワード方式の届出完了通知」を取得してください。

近畿税理士  
会岸和田支  
部の税理士  
が指導しま

ご不明な点は、国税庁ホームページ等で **ご確認を!**



- ・ 国税庁ホームページ ⇒ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)
- ・ 確定申告書等作成コーナーの操作方法等 ⇒ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク (TEL 0570-01-5901)
- ・ マイナンバーカードに関するご質問 ⇒ マイナンバー総合フリーダイヤル (TEL 0120-95-0178)
- ・ 確定申告に関する一般的なご質問 ⇒ 岸和田税務署 (TEL 072-438-1341)「0」を選択してください。

## 申告書等の作成・相談を希望される方へ

・ 平成30年分の申告書作成会場の開設期間は、

平成31年**2月18日（月）**から

平成31年**3月15日（金）**までです（土・日を除く）。

※ 平成31年2月24日及び3月3日の日曜日は開庁しております。

※ **会場開設当初と申告期限間際**は、特に**混雑**することが予想されます。

・ **相談受付は、16時まで**です。

※ 混雑状況により、早めに相談受付を終了する場合があります。

・ 会場では、原則として**ご自分で決算書・収支内訳書等の作成やパソコン操作**をお願いしております。

申告書作成会場は、  
午前中  
大変混雑します！



## 災害により被害を受けられた方へ（個人の方）

災害により被害を受けられた皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

災害により被害を受けた場合には、確定申告で所得税法に定める雑損控除等により、所得税が軽減される場合があります。

詳しくは、国税庁ホームページの**災害関連情報**をご覧ください。

ご不明な点がある場合には、お電話等で最寄の税務署へご相談ください。



## 医療費控除を受ける方は…

「**医療費の明細書**」を添付してください！

領収書の**提出は不要**！ 領収書は自宅で5年間保存！

※ 明細書は国税庁ホームページからダウンロード可能です。

## コンビニ納付が 便利になります！

お手持ちのパソコン・スマートフォン・タブレット端末を使って、納付に必要な情報（氏名や税額など）を「QRコード」として作成し、お近くのコンビニエンスストアで納付することができます。



## 所得税及び復興特別所得税等の申告期限・納期限等

申告区分	申告期限及び納期限	振替日 (振替納税をご利用の方)
所得税及び復興特別所得税	平成31年3月15日(金)	平成31年4月22日(月)
贈与税		
消費税及び地方消費税 (個人事業者)	平成31年4月1日(月)	平成31年4月24日(水)

個人で事業や不動産貸付等を行う全ての方は、記帳と帳簿書類の保存が必要です！

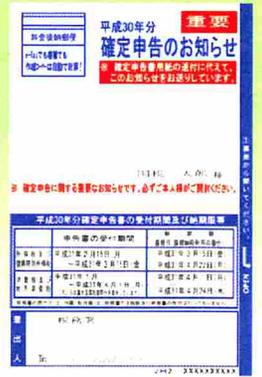
## 消費税の改正について

消費税税率が**10月1日**から**10%**に引き上げられると同時に、**消費税の軽減税率制度**が実施されます。

帳簿・請求書・レシート等の記載を**税率ごとに区分**することが必要になります。

# 確定申告書用紙に代えて

# 「確定申告のお知らせ」はがき※ をお送りしています



「確定申告のお知らせ」はがきイメージ

※「確定申告のお知らせ」はがきとは、予定納税額などの申告書の作成に必要な情報を記載したはがき（又は封書）です。

## 国税庁の取組

- 近年、ICT（情報・通信技術）を利用した申告件数が増加しており、税務署から送付した申告書用紙が利用される割合は年々低下しています。
- このため、国税庁では、資源保護及び行政コスト削減の観点から、申告書用紙の送付に代えて、

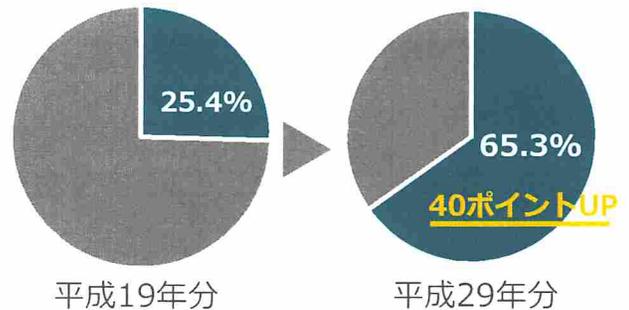
- ・ 「確定申告に必要な情報」
- ・ 「e-Tax等のご案内」などを記載した

「確定申告のお知らせ」はがきをお送りしております。

◆ 「確定申告のお知らせ」はがきは、ICTを利用して申告した方や各指導機関を通じて申告書を提出された方にお送りしています。

- 皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

ICTを利用して申告をした方の割合



## 確定申告書用紙に代えて「確定申告のお知らせ」はがきを送付される方 （申告相談にお越しの際は、「確定申告のお知らせ」はがきをお持ちください）

前年の所得税又は消費税の確定申告書の作成場所・作成方法・提出方法が以下のいずれかに当てはまる方で、翌年も申告が必要と見込まれる方※

	作成場所	作成方法	提出方法
1	ご自宅等	確定申告書等作成コーナー	書面
2	税務署の申告会場	申告会場のパソコン	e-Tax及び書面
3	市区町村の申告会場	全て	e-Tax及び書面
4	納税協会、商工会などの指導会場	全て	e-Tax及び書面

※ 「翌年も申告が必要と見込まれる方」とは、事業・農業・不動産所得があり、青色申告決算書・収支内訳書の作成が必要な方、予定納税や公的年金等所得のある方のほか、消費税の課税事業者の方などをいいます。

なお、ご自宅で手書き作成した申告書を提出された方など、確定申告のお知らせはがきの送付対象に該当しない方で、翌年も申告が必要と見込まれる方に対しては、確定申告書用紙を送付しています。

※ 所得税又は消費税の申告を、ご自宅等からe-Taxにより送信された方（各申告会場や指導会場においてご本人の電子証明書のみを付してe-Taxにより送信された方を含む。）や、税理士に依頼して作成・提出をされた方は、お知らせはがきを送付されません。

e-Taxをご利用の場合は、e-Taxにログイン後、メッセージボックスにて「申告のお知らせ」をご参照ください。

○ 確定申告書等の用紙が必要な方は、裏面をご確認ください。

（裏面もご確認ください）

## 手書きにより申告書を作成される方へのご案内

- 手書きで作成する場合、申告書や手引きは  
国税庁ホームページからダウンロードできます。



国税庁ホームページの  
様式ダウンロード  
ページへはこちらから

- インターネット環境やプリンタのない方等で、確定申告書等の  
用紙が必要な方は、管轄の税務署へお問合せください。

※ 確定申告書等の用紙は、税務署、申告会場及び指導会場で配付しています。

## 確定申告書の作成は「確定申告書等作成コーナー」が便利！

STEP

### 1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、  
所得税や消費税の申告書、青色申告決算書・収支内訳書などを作成できます。

作成コーナー



利用率

2人に1人が利用

利用者の感想

94%の方が役立つ

と回答

STEP

### 2 申告書を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成でき、  
自動計算なので計算誤りがありません！

STEP

### 3 申告書を提出 申告書の提出はe-Tax(データ送信)または郵送等で！

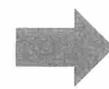
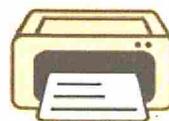
#### e-Taxで送信

e-Taxで送信するためには、事前に  
準備が必要です。



#### 印刷して提出

郵送等で税務署に提出します。

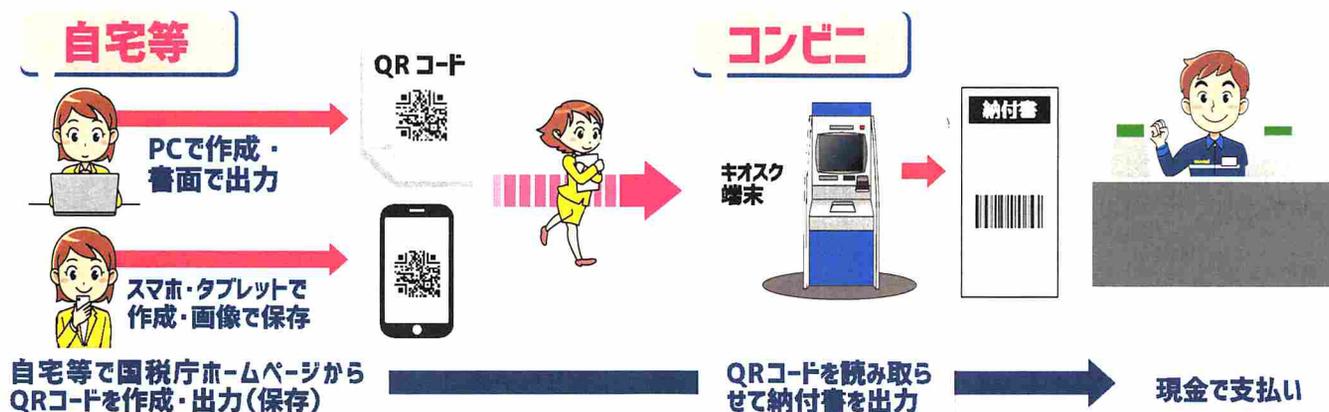


プリンタをお持ちでなくても、コンビニ等の  
プリントサービス(有料)を利用すれば印刷できま  
す。

# QRコード コンビニ納付に新たな方法が加わります!

## を利用したコンビニ納付を開始します

平成31年1月4日から新たに『QRコード』を利用したコンビニ納付が可能となります！  
 お手持ちのパソコン・スマートフォン・タブレット端末を使って、納付に必要な情報(氏名や税額など)を『QRコード』として作成し、お近くのコンビニエンスストアで納付することができます。



**QRコードの作成方法については、裏面をご覧ください →**

**便利** **納付書の取得のために税務署の窓口に出向く必要がありません!**

### 24 利用可能なコンビニエンスストア



- ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ (いずれも「Loppi」端末設置店舗のみ)
- ファミリーマート (「Famiポート」端末設置店舗のみ)



### 利用可能税目

全ての税目

(ただし、所得税徴収高計算書により源泉所得税を納付する場合等、ご利用できない税目があります。)

### ◎ご利用に当たっての注意事項

- 納付できる金額は30万円以下となります。 ※納付金額が30万円を超えるQRコードは作成できません。
- 領収証書は発行されません(払込金受領証は発行されます。)
- 金融機関や税務署の窓口では、QRコードによる納付はできません。
- コンビニエンスストアでの納付は現金のみとなります。 ※クレジットカード・電子マネーはご利用できません。
- QRコードによるコンビニ納付をしてから、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、3週間程度かかる場合があります。

※「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

# QRコードの作成方法

## 方法1 確定申告書等作成コーナー（申告書とQRコードを併せて作成する方）

確定申告書等作成コーナーを利用して所得税、消費税、贈与税の申告書を作成する際に、「住所・氏名等入力」画面において、「コンビニQR納付」欄の「納付用QRコードを作成する」にチェックすることで、申告書と併せてQRコードを作成できます。

※申告納税額が30万円を超える場合や還付の場合は、「コンビニQR納付」欄は表示されません。

## 方法2 国税庁HPのコンビニ納付用QRコード作成専用画面（QRコードのみを作成する方）

**納付情報の入力**

**利用者情報** \*は必須入力の項目です。

氏名(名称)漢字\*   
例) (個人) 国税 太郎  
例) (法人) 株式会社コクセイ商事

氏名(名称)カナ\*   
例) コクセイ タロウ  
例) カブシキガイシャコクセイショウツ

郵便番号  (半角数字)  
例) 1000013

住所(所在地)\*   
例) 東京都千代田区豊が岡 3-1-1

電話番号\*  -  -  (半角数字)  
例) 固定電話 00-1234-5678  
例) 携帯電話 000-1234-5678

整理番号  (半角数字)  
例) 01234567

納付先税務署\*   郵便番号から検索します  
直接入力した場合、前方一致で税務署の一覧を表示します

**納付内容**

納付税目\*  ③

課税期間(自)\*   年

申告区分\*

本税額  円 (半角数字、「,」不要)

加算税額  円 (半角数字、「,」不要)

重加算税額  円 (半角数字、「,」不要)

利子税額  円 (半角数字、「,」不要)

延滞税額  円 (半角数字、「,」不要)

合計額\*  円 (半角数字、「,」不要)

⑤

納付に必要な情報（住所・氏名・納付税目・納付金額等）を入力することで、QRコードを作成できます。



右のコードからもアクセスできます。 → [http://www.nta.go.jp/taxes/nozel/nofu/conveni\\_qr\\_nofu/index.htm](http://www.nta.go.jp/taxes/nozel/nofu/conveni_qr_nofu/index.htm)

### 1. 「作成開始」をクリック

### 2. 納付情報の入力

#### 利用者情報の入力

① 氏名(名称)漢字、氏名(名称)カナ、郵便番号、住所(所在地)、電話番号、整理番号を入力します。  
 ※電話番号は、日中にご連絡のとれる番号を入力してください。  
 ※整理番号がご不明な場合は空欄のまま構いません。

② 納付先税務署を入力します。

「お近くの税務署」ボタンを押すと、①で入力した郵便番号から検索した都道府県内の税務署を選ぶこともできます。

#### 納付内容の入力

③ 納付税目をプルダウンメニューから選択します。

④ 申告書等を確認の上、課税期間、申告区分、納付税額を入力（選択）します。

例)平成30年分の申告所得税及復興特別所得税の確定申告の場合

- ・課税期間(自)：平成30年
- ・申告区分：確定申告
- ・本税額：10,000円
- ・合計額：10,000円

⑤ 「次へ」ボタンをクリック

### 3. 納付情報の確認後、「QRコード作成」ボタンをクリック

### 4. 「コンビニ納付用QRコード印刷」ボタンをクリック

## コンビニ納付用 QR コード

表示されたQRコードをコンビニエンスストアの端末で読み取り、端末から出力されるバーコードをレジ(窓口)にお持ちいただき、現金で納付してください。なお、QRコードを印刷して使用する場合は、「コンビニ納付用QRコード印刷」ボタンをクリックしてください。

#### Loppi 端末用 QR コード

ご利用可能なコンビニエンスストア  
ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ

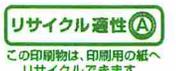


#### Fami ポート端末用 QR コード

ご利用可能なコンビニエンスストア  
ファミリーマート



詳しくは、国税庁ホームページにある「国税の納付手続」をご覧ください。



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます

# 国税還付金の受取りは、 口座振込をご利用ください。

## 口座振込をご利用になると…

- 指定されたご自身の口座へ自動入金されます。
- 全国の金融機関(ゆうちょ銀行を含む)を利用できます。

## 還付される税金の振込先の記載方法

申告書の「還付される税金の受取場所」欄等に次の記載例にしたがって記入します。

※還付金の振込みは、申告者(本人)名義の口座に限ります。

※口座名義に、店名、事務所名などの名称(屋号)が含まれる場合は入金できません。

### ● 銀行・信用金庫等の口座への振込みの場合

(所得税確定申告書の場合)

銀行名、支店名は通帳等で確認して記入してください。

還付される税金の受取場所	銀行名	〇〇〇〇	銀行 金庫・組合 農協・漁協	△△△△△	本店・支店 出張所 本所・支所
	郵便局名等	※記載不要		預金種類	普通 当座 納税準備 貯蓄
	口座番号 記号番号	1 2 3 4 5 6 7			

該当欄に○印を記入してください。  
(総合口座は「普通」)

(注) インターネット専用銀行は、特定の銀行を除き振込みができませんので、お取引先の銀行へお問い合わせください。

### ● ゆうちょ銀行(郵便局)の貯金口座への振込みの場合

#### ご注意

- 1 平成21年1月から開始した他の金融機関との振込用の「店名(店番)」「口座番号」は、記載しないでください。(従来の「記号」「番号」を記載してください。)
- 2 「記号」部分の5桁以降(通帳再発行時に表示される「-2」などの枝番)は、記載しないでください。  
(例: 1 2 3 4 0 - 2 - 1 2 3 4 5 6 7 1)  
「記号」 不要 「番号」

(所得税確定申告書の場合)

貯金口座の「記号」「番号」を通帳等で確認して記入してください。

還付される税金の受取場所	銀行名	※記載不要		銀行 金庫・組合 農協・漁協	※記載不要		本店・支店 出張所 本所・支所
	郵便局名等	※記載不要		預金種類	普通 当座 納税準備 貯蓄	※記載不要	
	口座番号 記号番号	1 2 3 4 0	-	1 2 3 4 5 6 7 1			

「記号」(5桁)

「番号」(2~8桁)

# 税務職員を装った不審な電話・ 「振り込め詐欺」にご注意ください

税務職員を装い、現金自動預け払い機(ATM)を操作させ、  
振込みを行わせる「振り込め詐欺」による被害が発生しています。

税務職員が納税者の皆様に電話でお問い合わせする場合は、提出していただ  
いた申告書等を基にその内容をご本人に確認することを原則としております。

また、税務署や国税局では、

1. 還付金受取のために金融機関等の現金自動預け払い機(ATM)の操作を求めることはありません。
2. 国税の納税のために金融機関の口座を指定して、振込みを求めることはありません。

のでご注意ください。

ご不審な点があるときは、所轄の税務署までお問い合わせください。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください

[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

国税庁

検索

